

公益社団法人弘前青年会議所

会員資格規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人弘前青年会議所（以下、「本会議所」という。）定款に基づき、本会議所の会員資格について必要な事項を定め、その運営の円滑化を図ることを目的とする。

第2章 入会及び会費

(新会員加入)

第2条 入会の申込みは、正会員2名の推薦を必要とする。推薦する正会員（以下「スポンサー」という。）は所定の様式に従い、本人との関係及び推薦理由を記し、理事長に提出する。

2. 理事長の委任を受けた委員会（以下「担当委員会」という。）は申込書により審議し、担当委員会の意見を添えて理事会に提出する。

3. 理事会は、担当委員会の意見を参考とし、仮入会の可否について審議し、決議する。

4. 仮入会を認められた者は、スポンサーと共に理事長と面接し、青年会議所に関する責任義務履行についての誓約書を提出する。

5. 仮入会を認められた者が原則として1回以上例会にオブザーバー出席した場合は、担当委員会の報告に基づき、理事会は正式入会について審議し、その可否を決定する。

6. 理事会で入会を承認された者は、翌月の例会の前日までに入会金及び会費を完納した後、正会員となる。

(再入会)

第3条 再入会を希望する者は、当該年度の理事長にその旨を申し出し、理事会はその可否を審議する。

2. 再入会は、前条の規定に準ずるものとするが、入会金は半額とする。

(メンバーチェンジ)

第4条 正会員が転居等のやむを得ない理由によって、会員としての義務を履行できなくなり、かつ当該会員と同一勤務先より入会を希望する者がある場合をメンバーチェンジという。

2. メンバーチェンジは第2条の規定に準ずるものとするが、入会金は半額とし、当該年度の会費は免除する。

(スポンサーの資格)

第5条 スポンサーとなる正会員は、入会申込者に対し、青年会議所を正しく理解させるとともに、良き会員になるよう指導できる者でなければならない。

2. スポンサーは、定款及び諸規程に基づき、当該入会申込者が正会員となった場合、入会年度及び次年度に関する義務の不履行について、原則として、その全ての責任を負わなければならない。

3. スポンサーとなることのできる者の資格は、次のとおりとする。

(1) スポンサー2名の内1名は、入会后満2年を経過した正会員であること。また、スポンサーの内1名は、当会に今後2年以上在籍期間を有すること。

(2) 定款及び諸規程で定める会費の滞納がないこと。

4. 新加入会員が入会后、入会年度及び次年度になんらかの形で資格を失った場合、スポンサーとしての資格を1年間停止することがある。

(入会金及び会費納入)

第6条 入会金は、20,000円とする。

ただし、他青年会議所会員であって、転居等により本会議所に加入しようとする者で、他青年会議所の証のある者は、入会金を半額とする。

また、正会員として年齢を超過した者と同一勤務先より入会を希望する者があれば、その翌年度に限り入会金を半額とする。賛助会員においては入会金を免除とする。

2. 本会議所の会費及び納入期限を次のとおりとする。

会員種別	金額	納入期限
正会員	年額 135,000円	毎年1月15日
特別会員	永久会費 135,000円	特別会員になろうとする年の6月末日
賛助会員	年額 10,000円	毎年1月15日

3. 正会員の会費は、分納を認めるものとする。ただし、分納の場合は、半額以上を1月15日までに納入し、残額を5月15日までに納入しなければならない。

4. 特別会員の会費は、分納を認めるものとする。ただし、特別会員になろうとする者が分納を希望する場合は、分納回数や金額を専務理事と交渉の上これを決定する。

5. 年度の途中において入会する正会員は、入会を承認された理事会の翌月から月11,250円の割合で、年度の残りの月分の会費を一括納入するものとする。

6. 年度の途中において賛助会員となった会員は、入会を認められた月の末日までに会費を納入しなければならない。

(入会金及び会費の用途)

第7条 入会金及び会費は、公益目的事業に30%以上、その他の事業及び管理運営経費（法人会計）にその残額を使用する。

第3章 休会及び会員の資格喪失

(休会)

第8条 正会員は、病気、産前、産後、育児または海外出張等、その他やむを得ない事由により長期間に亘る欠席が余儀なくされる時は、休会届を理事長に提出し、理事会の承認を得て、当該年度を休会することができる。ただし、休会中の会費は納入しなければならない。

2. 休会が理事会で承認された場合には、その期間に限り、第12条に定める会合等への出席義務が免除される。

3. 正会員の出産が事由である場合は、出産予定日の2か月前から出産後1年後までの期間を休会することができる。また会費は一部免除される。この場合には、会費を一部免除されている年度に正会員として活動することもできる。

4. 正会員の出産・育児休会の会費は、出産日を基準とし、その次年度を正会員会費の半額とする。ただし、1～2月に出産の場合においては、当該年度の会費を正会員会費の半額とし、第6条に定める納入期限までに完納するものとする。

(会員資格の喪失)

第9条 本会議所を退会しようとする会員は、その年度の会費を完納し、退会届を理事長に提出しなければならない。理事長が退会届を受理した時をもって退会したものとみなす。

2. 正会員が所定の期日までに会費を完納しなかった場合は、理事会で決議した上、**専務理事**は当該正会員に対し、直ちに猶予期間を設けて、会費納入の督促状を発送する。当該猶予期間内に会費を納入しなかった場合は、理事会で審議した後、総会の決議をもって除名を決定する。

第4章 特別会員・賛助会員

(特別会員)

第10条 正会員としての年齢を超過した者は、その年度末において自動的に本会の特別会員になることができる資格を有する。

2. 前項以外に特別会員の申込みをすることはできない。特別会員になることを希望する者は、特別会員申込書を理事長に提出する。

3. 特別会員申込者は、第6条に定める会費を納入することにより特別会員となる。

4. 特別会員は、例会、その他の会合に出席することができるが、必要に応じて、実費を負担するものとする。

5. 特別会員は、総会における議決権を有しない。

6. 特別会員は、理事会からの諮問がある場合に限り、本会議所の運営に関する意見を具申することができる。

(賛助会員)

第11条 賛助会員は、理事会が参加を認める事業に参加することができる。

2. 賛助会員は、総会における議決権を有しない。

第5章 出席

(出席義務)

第12条 正会員は、総会、例会、委員会、その他本会議所が関わる会合に出席しなければならない。

2. 前項の会合等を欠席、遅刻、早退する場合は、あらかじめその長に申し出なければならない。

平成24年12月7日制定

平成25年9月6日改正

平成27年1月30日改正

平成27年5月19日改正

平成29年5月23日改正

平成30年4月23日改正

令和2年1月10日改正